

令和2年沼津市教育委員会第6回定例会会議録

1 日 時 令和2年8月20日（木）
午後3時00分～午後4時30分

2 場 所 沼津市明治史料館 2階 講座室

3 日 程

- (1) 開会
- (2) 会議録署名人の指名（重光委員 三好委員）
- (3) 教育長報告
- (4) 議案
議第18号 令和元年度沼津市教育委員会事務点検評価について
議第19号 沼津市地域学校協働本部設置要綱の制定について
議第20号 沼津市社会教育委員会会議規程の一部改正について
- (5) 協議事項
- (6) 報告
- (7) その他

4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 重光純、委員 三好勝晴、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、教育次長 芹澤一男、教育企画課長 金子昭人、学校教育課長補佐 渡邊芳久、学校管理課長 望月浩司、沼津市立沼津高等学校事務長 大沼政彦、教職員研修センター所長 川口郁代、文化振興課長 森剛彦、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、学校教育課副参事（教職員担当）兼教育委員会青少年教育センター所長 本杉淳、図書館事務長 勝又恵三、スポーツ振興課長兼副参事（新市民体育館建設準備担当）兼市民体育館長兼屋内温水プール所長兼勤労者体育センター所長 高橋雅之、調整担当 中澤芳子、教育企画課長補佐 遠藤康与、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主任 村松大輔、教育企画課主事 重野友見

5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後3時00分開会を宣言する。

奥村教育長 前回の臨時会が8月3日に行われ、気が付けば今日は8月20日となった。8月に入った途端に毎日、真夏日、猛暑日というニュースがテレビで流れているが、体調はいかがか。残暑見舞い申し上げる。

市内の小中学校では一昨日2学期がスタートし、市立高校と中等部は本日、始業式を迎えた。昨日の朝刊には、大岡小学校の放送による始業式の様子が掲載された。

浜松市では先日、観測史上、国内最高気温タイの41度1分が観測された。この

ような暑さでは、換気しながらでは冷房も快適にならない。換気は、建物内を吹き抜ける入口と出口が確保されていることが重要だと、教育次長から先ほど話があった。一方だけでは喚起にならないということ。

ここ数年、各地で発生しているゲリラ雷雨も目を疑うほどである。コロナ禍で、昨年の19号を超える大型台風の上陸や、大きな地震が発生した場合の、避難行動のシミュレーションはできているだろうか。また、停電になってしまった時のこともシミュレーションできているだろうか。これまで以上に命を守る危機管理体制が求められ、安全、健康を最優先にした企画や施策を講じていかなければならない。

沼津市内の子供たちへの感染は、現時点では報告されていない。しかし、県内の感染状況や、近隣市町のクラスターの発生を踏まえると、明日以降どうなるかはわからない。熱中症対策と併せて、2学期も子供の安全、健康を最優先に、万全を期していく。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に重光委員、三好委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

(3) 教育長報告

奥村教育長 8月5日に市議会8月臨時会が開かれた。先日の臨時会において協議いただいた補正予算2件を議案として上程し、両議案共に議決を得られた。これによって、GIGAスクール構想も加速して進めていく方向である。

18日には、教育委員の任命式が行われた。7月の定例会において、重光委員から再任の挨拶をいただいたが、改めて本年10月10日から4年間の2期目をお願い申し上げる。その他の行事予定については、一覧表のとおりである。

教育長報告は以上である。

<議案>

奥村教育長 日程(4)議案である。

議第18号 令和元年度沼津市教育委員会事務点検評価について

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施した、令和元年度の沼津市教育委員会事務の点検・評価について。>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

重光委員 14ページに、沼津市の図書館でも電子書籍の扱いを検討することが重要であるという意見があったが、他の市町で電子書籍を取り扱っている図書館はあるか。また、どのような運用をしているのか。

図書館事務長 県内では、浜松市、磐田市、熱海市において、電子書籍を扱っている。ホーム

ページに電子書籍とリンクするところがあり、登録者が借りられる。全国的には、普及率はまだ高くない。県内では3か所である。

重光委員 本であれば、借りて2週間で返すという形になるが、電子書籍では、ダウンロード後はずっと読めるのか。それとも、閲覧期間が決まっているのか。ダウンロード後にずっと読めるのであれば、図書館にある本は誰も買わなくてもよくなるので、本が売れなくなるのではないか。電子書籍化すると、権利の関係で利用料が高くなるのか。

図書館事務長 普通の本の貸出期間は2週間だが、電子書籍も貸出期間を通常2週間にしていくところが多い。2週間経つと消えてしまうため返却の手間も省け、延滞もなくなる。紙よりも1.5倍ほど金額は高い。

重光委員 同じ書籍は何人か同時に借りられるのか。

図書館事務長 1つのコンテンツに対して1人であり、紙の本と同様である。

奥村教育長 電子書籍も、同じ書籍を何冊か準備するということも検討しているのか。

図書館事務長 人気のある本であれば、検討すべき事項である。

三好委員 全体的にはよくまとまっている印象である。4ページの、教育委員会の広報・広聴活動の状況の評価B、改善とある。一般の方から見ると、教育委員会の実態はわかりにくい。毎回この話がでてくる。前真野課長の時、広報活動の一環として、教育委員会たよりを学校経由で各家庭に配ったことが1度あった。紙にしたからといって、効果があるかはわからない。ホームページを見てもらえれば良いし、聞かれれば答える。教育委員が何をしているかというのは、わかりにくいところもあるので、B・改善としていると思う。コロナのこともあり忙しいと思うが、検討を願う。

新型コロナの感染のことだが、様々な対応が報告書に書かれている。皆さんも承知のとおり、この時期にこんなことは思っていなかった。しかしこれから先一番心配されるのは、秋冬の拡大だと思う。インフルエンザとコロナが一緒に合わさってきた時にどうするかということ。学校の子供たちへの対応について、その時期が一番心配される場所である。教育委員会として、どこまで準備できるのかということをはっきりわからないが、そのようなことを想定しながら、秋冬に備える計画や行動をしていただければと思う。

奥村教育長 教育委員会たより等の話だが、3、4年前にも話があったということ。事務点検評価はPDCAであるので、どのように改善していくのかという工夫が現状であれば何う。

教育企画課長 御指摘のとおり、昨年度も指摘をいただいた。昨年度の実績としては、ホームページ等でお知らせ等を工夫したが、先ほど話のあった教育委員会たよりは、結果として発行することができなかった。今年度は、単発で終わらないように計画的に現在考えているところである。もう1点は広聴の件である。広報も大事だが、広聴の部分が十分でないことに気が付いた。今回その点に触れ、星印ということにした。沼津市では長らく、市民の声をやっている。そこから読みとれるもの、実際に対応しているもの等があるため、今後の課題として記載した。今年度計画しているところだが、教育委員会会議において、教育委員の皆様にお伝えし、御助言・御指導ということを考えているところである。

- 奥村教育長 校長会としても、今回の第1波の時に、各学校がどのような対応・取組をしたのかを冊子としてまとめ、ノウハウを共有した。また、今後感染が発覚した際、市内一斉に臨時休業にすることは考えていないが、消毒等で3日程度は学校を休業せざるを得ない状況は出てくるかもしれない。しかし、正しく恐れて、正しく向き合い、今回の経験を教訓にする。同じようなインフルエンザと重なった時にどうするのかということは時期的にやってくると思われるため、その点は考えていきたい。
- そのほかにいかがか。
- 川口委員 14ページの社会教育に関わることの、文化施設のことである。本日、明治史料館には初めて来た。文化財センターにおいても、学芸員が「これは意外に凄いものである」と話をしてくれる。凄いものがあるのに、市民が知らないというのは、非常にもったいないと思う。今日の視察においても、自分たちの生活している身近な地域の歴史であったが、ここに来る機会もあまりない。入館者数が増えないというのももったいない。出前講座や出張講座もあるが、有効活用できると良い。
- 奥村教育長 法の改正により、文化財の保存より文化財を活用していくことが、これから大事になってくる。
- 文化振興課長 平成31年4月1日に文化財法が改正、施行となり、文化財の保存・活用の活用部分にも重きを置く流れとなっている。文化振興課は教育委員会の中にあるため、学校との連携を第一に考えている。授業の中で取り扱ってもらう形である。学芸員が出張して、例えば40分授業の中の15分から20分、専門知識を児童生徒に伝えていく。このようなことをメニュー化して、教育委員会の他部署と連携をしながら進めていくことを考えていく。また地域の文化施設においては、地域・自治会との連携をし、講座になるべく多くの方に参加してもらえるよう考えていく。併せて、フェイスブック等のSNSを活用し、地域を越えた沼津市域や外からの来庁者が増える方策を進めていきたいと考えている。
- 奥村教育長 魅力をどのように発信していくのかということが、先ほどの話と共通している。
- 三好委員 明治史料館という名前は、どのような経緯で決まったのか。明治史料館と聞いた時に、周囲の人がどのようなイメージを持つのかと思った。
- 文化振興課長 沼津の教育にも記載された内容になるが、館のテーマが江原素六と沼津兵学校となっており、本市の明治維新や明治時代を象徴するものである。また、敷地が江原素六先生の旧邸宅の跡地であることから、江原素六記念館という別称、愛称を掲げている。江原素六先生と沼津兵学校をメインテーマとした史料館ということで、明治史料館という名称となっている。
- 三好委員 実際には、違う物もたくさん展示してある。しかし知らないと、明治史料館には明治の物が展示しているところだと思われる。また、江原素六先生のものだけという印象にもなる。ネーミングは難しい。名前も簡単には変えられない。皆さんに興味を持っていただく、一つの窓口として考えられると良いと思った。
- 奥村教育長 歴史の中で明治は45年しかないわけであり、そのとおりでと思う。1つ1つの文化財や史跡が、個や点としてではなく、「次は」というようにうまくつながるような工夫が必要だと思う。

土屋委員 今日、高尾山古墳を視察したが、市民の中には高尾山古墳すら知らない方も、結構の割合でいる。まだ完成形ではないためそのような状況だと思うが、素晴らしいものが沼津にはたくさんあるということを、市民に対して伝えられるとよい。よろしく願います。

文化振興課長 高尾山古墳に関しても、PRが不足している点は反省点である。現場の視察時にも話をしたが、令和2年2月に道路の設計競技というコンペを行い、道路の形状のデザインが決まったところである。上りがトンネル、下りが橋梁というデザインである。これから道路部局が、文化財を棄損しない形でのトンネル及び橋梁を、技術的な観点も踏まえ、詳細の設計に入っていく。3～4年後の予定ではあるが、高尾山古墳が、国指定の史跡となる流れである。現状では広範囲へのPRが難しいところもある。今年度は実施しないが、現状の見学会も年に1、2回程度、これまで行ってきた。最終形の整備には長い期間がかかるが、東日本最古級の前方後方墳であることを、市民1人1人に対して知らしめていきたい。

奥村教育長 当時、どのような古墳があり、どのような儀式が行われていたかというような、よくあるシミュレーション映像等で盛り上げていくなど、様々な工夫が考えられる。東日本最古級に見合うPRが必要である。よろしく願います。

そのほかにかがが。

点検をし、評価していただき、それをどう繋げていくかが目的である。これで終わりではなく、ここからが大事だと考える。

御質問、御意見も尽きたので、お諮りする。

議第18号 令和元年度沼津市教育委員会事務点検評価について、原案のとおり可決することによいか。

各委員 異議なし

奥村教育長 異議なしと認める。

議第18号について、原案どおり可決することに決する。9月上旬には議会に提出し、市のホームページに掲載する。

議第 19号 沼津市地域学校協働本部設置要綱の制定について

<地域総がかりで子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するとともに、その中心的組織となる「地域学校協働本部」を設置するための要綱制定について>

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがが。

重光委員 第5条に「ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」と書いてあるが、第4条1項に「協働本部の委員は、15人以内で組織する」と書いてあり、最低何人とは書いていない。そうすると、そもそも補欠は生じない。例えば「3名とする」としていれば、3名いなければならず、2人になった時に代わりに誰か1人入れるということが補欠である。そもそも補欠の規定がない。15人以内ということで、下限がなければ補欠が生じることがないと考える。

次に、第8条の地域学校協働活動推進員は、何人委嘱するのかということを決めなくて良いのか。また、委員の守秘義務等を規定に入れなくて良いのか。別のところに定めてあるのか。

- 奥村教育長 1点目、第4条には上限は書いてあるが下限がないため、補欠の必要性があるのかということ。2点目が推進員の人数。3点目が課せられる義務等について触れられていないということ。
- 生涯学習課長 第5条に補欠の委員の任期とあるが、現在委嘱している委員の中で、協働活動の推進の中で重要なポジションを務めている委員が、任期途中でやめることがあれば、替わりの委員をお願いすることを想定している。
- 第8条の推進員は、現在1名を考えている。守秘義務については、第10条の遵守事項の中に定めている。
- 奥村教育長 2点目についてだが、委員のうちから教育委員会が委嘱するということは、1名と決まっていれば、1名と入れたほうが良いか。
- 重光委員 もし2名ということがあれば。
- 三好委員 必要が生じるか、1名にしないと、組織の考え方としてうまくいかないのか。頭を1人にしておかなければいけないというのであれば、1名と縛りをいれる。
- 生涯学習課長 現在のところ推進員は1名を想定している。
- 奥村教育長 今後も1名か。
- 生涯学習課長 今後も1名で委嘱する予定である。
- 教育次長 それを明記するかということが問題である。
- 重光委員 委員の任期が1年限りのため、推進員としての任期も当然、委員である限りにおいてということ。毎年、委員の中から選任するということになる。
- 奥村教育長 任期が1年であればそうなる。
- 三好委員 任期が切れるため、毎年、選任しなければいけない。委員の中から推進員を選ぶという作業は、総会等を毎年開いた中でやるということか。
- 奥村教育長 そうである。
- 三好委員 推進員の任期が特になく、委員をやめれば、当然推進員でもなくなる。推進員としての身分は、委員であることが前提であるため、委員でなくなった時には、同時に推進員でなくなるということは、どこかに書いておいたほうが良い。委員をやめたが、推進員で頑張ると言われても困る。
- 生涯学習課長 推進員は必ず1名置くことになっているため、もし推進員が任期の途中で降りることがあれば、残りの委員等から新しい推進員をお願いすることになる。
- 教育次長 本部の委員をやめた段階で、推進員の資格がなくなるということを、明記したほうが良いということを行っている。
- 三好委員 「委員のうちから」ということで、委員が前提だというように読み取ることのできるのではないか。
- 生涯学習課長 第4条第1項のカッコ内に、第8条に規定する地域学校協働活動推進員を含むと謳っているが、いかがか。
- 重光委員 委員であることが推進員の前提条件ということはわかるため、委員をやめたら推進員でもなくなるということは、あえて定めなくても良いのではということをお話していた。

奥村教育長 重光委員が最初に指摘した、本部委員の上限は15人と書かれているが下限が書かれていないことと、補欠の関係についてはいかがか。下限を定めなくとも良いのか。

重光委員 本来補欠というのは、最低必要な人数に満たない場合に、そのポストを埋めるために、任期途中でいなくなった人の替わりに入るものである。

三好委員 重光委員は、補欠という概念のことを言っている。もともと15人以内となっていて、13人や12人になっても良いということであれば、その補欠という概念にならないということ。そうであれば、第5条を例えば、「任期の途中で選任された委員の任期は、他の委員の残任期間とする」という形にするのはいかがか。

奥村教育長 補欠という言葉はいかがか。

重光委員 補欠というのは、例えば私が教育委員をいきなりやめて、私の替わりに入った人が、私と同じ任期でやめなければいけないのか、それとも新たにそこから4年と考えるのかということ。

奥村教育長 15人以内で組織しているから、15人が14人や13人になってもいいのではないかということ。

三好委員 言っているのは、任期を揃えたいということではないか。

重光委員 わからない。

三好委員 途中で誰かが入ったとしても、他の人の任期が切れるタイミングと一緒に任期を切りたいということではないのか。

重光委員 そうであれば、当年度の年度末とすればよい。

三好委員 表現としては、他の人の任期と同じであるということである。年度途中での委員についても。

重光委員 年度の途中ではない。翌年度末であるから。

三好委員 年度途中ではないか。1年の任期しかない。4月から始まったら、3月31日に任期が切れる。

重光委員 2年任期である。

教育次長 その日が属する年度の翌年度の末日までとなっている。

三好委員 2年任期で揃えたいということになる。

重光委員 どうしてもそうするのであれば、1年任期にすれば皆揃う。そもそも補欠という概念はなく、任期を揃えたいのであれば、書き方としては先ほど三好委員が話したようにしなければいけない。

三好委員 任期を揃えたいためのものか。

生涯学習課長 そうである。

三好委員 任期を揃えなければ大変である。14人のうち1人だけ、任期があと1年残っているということになってしまう。

生涯学習課長 第5条の「ただし」の1文を削除するのはいかがか。

教育次長 そうすると、任期がずれてしまう。

生涯学習課長 補欠を補充しない。委員がやめた場合には、補充しないということ。

三好委員 それで大丈夫か。もし1人しか選ばれない推進員が任期の途中でやめた時に、他の委員が代役で入れればよいが、それができなく、別に委員を1人選ばなければいけなくなった時に困る。組織の中でとても重要なポストである。株式会社においても、任期を揃える規定を設けるのが一般的である。重光委員が言うように、そもそも定足数がないのに補欠があるのはおかしいというのは、そのとおりである。しかし選び方を、誰かがやめて誰かが入る時には、補欠として選任する。

誰かを選任する時には、臨時の総会を開くということか。それとも勝手に選ぶということか。

生涯学習課長 教育委員会が委嘱をする。

三好委員 教育委員会が委嘱する時に、Aさんの補欠としてBさんを委嘱するということになるか。

生涯学習課長 そうである。

三好委員 そうすれば、任期が揃う。前任者が、2年任期のところ1年しかやらなければ、補欠で委嘱された方は、残りの1年間だけが任期となるということ。そう考えれば、この規定のままでいける。

生涯学習課長 例えば、連合自治会長が変わり、次の連合自治会長に引き継ぐ場合、残りの任期を新しい連合自治会長にお願いするということである。

三好委員 その人の補欠だということ。

生涯学習課長 新しい連合自治会長が補欠という取扱いで行いたい。

三好委員 増員は考えられないか。

15人以内で組織するが、13人選任しておき、途中で1人選任するということはないか。そういうことは想定しないか。

重光委員 地域の事情なのでわからないのではないか。

奥村教育長 そういう場合もあり得る。

三好委員 もしそうであれば、増員した委員も、残存委員と任期を同一にするとしなければ、任期は全部揃わなくなる。

補欠又は増員の委員に関しては、前任者又は残存委員の任期と同一とするというようにする。例えば13人のところ、2年の任期の途中で1人選んだとしても、途中で選ばれた人も残りの他の委員と同じ任期となる。

奥村教育長 初めてやることであるので、自分の地域では12人で十分やっていると考えたが、始まってみると人が足りないためあと1人、2人増やしたいとなる可能性はある。ただし、終わる時は揃えたい。

生涯学習課長 補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は残存委員の任期と同一とする。

奥村教育長 様々なことが想定されるため、今指摘していただいたことを参考にしながら整えてもらいたい。

生涯学習課長 推進員についてだが、委員のうちから1名教育委員会が委嘱するということにしたい。

奥村教育長 そのような形に整えて、次回諮るということによいか。

生涯学習課長 改めてこの場で諮っていただきたい。

奥村教育長 いかがか。

各委員 趣旨はわかったので大丈夫である。

奥村教育長 それではもう一度確認をしたい。

生涯学習課長 第5条についてだが、「委員の任期は、委嘱の日からその日が属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は残存委員の任期と同一とする。」

三好委員 残存ではなく、他の委員でいかがか。
前任者又は他の委員の任期と同一とする。

生涯学習課長 改めて申し上げる。
ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は他の委員の任期の末日と同一とする。

三好委員 他の委員の任期は、末日が決まっているので、末日という表現はいかがか。

奥村教育長 末日はいらない。

生涯学習課長 改めて申し上げる。
ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は他の委員の任期と同一とする。

教育企画課長 任期を他の委員と同一とすると、頭が遡ってしまう。

学校管理課長 任期の末日までとするにしなければいけないのではないか。

三好委員 他の委員の任期と一緒にという表現で、本来十分足りる。
法的にはそのように言葉を使う。

生涯学習課長 もう一度申し上げる。
「ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は他の委員の任期と同一とする。」と改める。

奥村教育長 第8条の確認である。

生涯学習課長 地域学校協働活動推進員は、委員のうちから1名教育委員会が委嘱する。

奥村教育長 人数の数はいろいろとあるが、15人以内、15名以内どちらであるか。

生涯学習課長 15人以内である。

奥村教育長 推進員は1名か。

生涯学習課長 1人である。

重光委員 第5条の但し書きだが、教育委員会が委嘱する際、本文の任期を超えない限り、別の任期を定めることを妨げないとしておけばよいのではないか。

三好委員 委嘱する時に、任期を定めて委嘱すれば良いということ。

重光委員 それを妨げないという但し書きにすればよい。そうすることで、任期を常に揃えれば良い。

三好委員 さきほどの表現にしておけば、任期が一緒になるということがはっきりとする。
確かに、委嘱するのは教育委員会であるため、補欠になった人に任期を定めて委嘱すれば良い。

奥村教育長 第5条については、先ほどの表現でよいか。

重光委員 よい。

奥村教育長 第5条と第8条について、部分修正をさせていただくということ。非常に参考となった。

三好委員 この制度は初めて取り組むことである。地域の中での人間関係を、より密にしようという要素が非常に多い。コロナの時代になってしまい、会合も開けないことが想定される。また、実際に数年間やっていかなければ、現場が趣旨に沿った活動ができているかどうか分からない。今回はコロナの影響もあるため、成果を焦らないでやっていくことが大事である。今年できていないと言っても、現実問題集まらないのである。その点においては焦らずに評価をしていくということが大事だと考える。

奥村教育長 実際に、第五校区統括校長の上野、大岡校区統括校長の山崎、両校長からは、ようやく自治会が開かれたことでメンバーが推薦され、9月からスタートできる状態であり、半年も遅れている。焦らず、自分たちのできることを着実に少しずつ進めさせて欲しいと言われている。

御質問、御意見も尽きたので、お諮りする。

議第19号 沼津市地域学校協働本部設置要綱の制定について、可決すること
でよいか。

各委員 異議なし

奥村教育長 異議なしと認める。

議第19号について、各委員の意見を反映させる形に事務方が整えるということ
で可決することとする。

議第 20号 沼津市社会教育委員会会議規程の一部改正について

＜社会教育委員会の会議の招集やあり方について定めた規程を見直すため、
「沼津市社会教育委員会会議規程」の一部改正について＞
(生涯学習課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 一部改正ということで、第8条、第9条、第10条、第11条関係である。昭和35年に制定され、60年前のものである。

本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

重光委員 専門部会というのは、現在機能していなく、今後もあまり使わないということ
でよいか。

生涯学習課長 現在、教育委員会の諮問に対して、皆さんで答申の作成に向けて協議している。
専門部会に分けて協議するという形はとっておらず、実状に合わせて改正する
ものである。

奥村教育長 実態として、何年もの間専門部会は開かれていないということか。

生涯学習課長 過去20年間1度も開いていない。それ以前の資料は見当たらなかった。

奥村教育長 そのほかにいかがか。

御質問、御意見も尽きたので、お諮りする。

議第20号 「沼津市社会教育委員会会議規程」の一部改正について、原案の
とおり可決することよいか。

各委員 異議なし

奥村教育長 異議なしと認める。

議第20号について、原案とおり可決することに決する。

<協 議>

奥村教育長 日程（５）協議事項は、本日は案件なし。

<報 告>

奥村教育長 日程（６）報告事項は、本日は案件なし。

<その他>

奥村教育長 日程（７）その他、何かあるか。

土屋委員 ある市民から、数年前に小中学校の学区制度が変更になったため、小学校入学時は隣接校に行けたが、中学入学時には、通っていた小学校区の中学校に通えなくなる小学６年生が、１つのマンションに数人いるという話を伺った。６年生の今、友達と同じ中学校に通えないのではないかと、子供たちが大きな不安を持っている。市で進めている小中一貫教育に則ると、今までと同じ校区に通わせてあげたい。本人の希望がなければ別だが、希望がある限り、それを認める制度はないのか。

学校教育課長補佐 まず、制度について説明させていただく。現在、指定校ではない別の校区を希望する場合、２つの制度がある。１つは、隣接校選択制度。もう１つは、指定校変更制度である。隣接校選択制度というのは、指定校と隣接する校区であり、指定校よりも近い距離で通うことができる際、隣接校に通うことができるという制度である。このような現行の制度に変わったのは、平成 27 年度からである。

委員から申し出があったとおり、小学校入学時に、新しい制度のもと隣接校を選択した児童は、現行の制度において、中学校入学時に改めて距離を測り直すことになっている。改めて測り直し、隣接する中学校が、教育委員会の指定する中学校よりも距離が短ければ入学できる規定となっている。

小中一貫教育ということで、小学校と中学校の授業の連続性を鑑みて、進めていく教育と制度上の矛盾が生じていることは認識しているところである。については、この制度に関して、小中一貫教育の観点からどのような対応ができるかを検討しているところである。方向性が決定次第、報告させていただく。

土屋委員 子供たちの問題であるため、一刻も早く結論を出してあげたい。規定としてこうなっているから待ってくれではなく、できるだけ早く、かつ良い報告で子供たちを安心させたいと思うので、願います。

奥村教育長 隣接校制度ができたのが平成 17 年。そして平成 27 年に改正をしながら、見直しを検討していくということであった。それまで、子供たちのために隣接制度を作ったと理解している。しかし、小中一貫教育や地域の子供は地域の大人が地域で育てていこうという考え、あるいはコミュニティ・スクールなどの現在の方針と照らし合わせると、隣接制度はどうかと検討している。土屋委員が述べた保護者の気持ちを十分に踏まえ、今の教育委員会の考えに照らし合わせると、見直しをしていくことは非常に大切なことである。できる限りの早い期間で回答したい。

そのほかにかがが。

市立高事務長 昨年度、高校1年生が総合学習において地域取材し、英語で地域をPRする動画を制作した。御覧いただきたい。

奥村教育長 現2年生か。

市立高事務長 そうである。自分が沼津の魅力だと感じる場所取材し、グループごとに発表する形である。

奥村教育長 オリンピックの開会に向けた取組もあった。

そのほかにかがが。

ないようなので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後4時30分 閉会